

(表 1) 15年 3月期における不良債権等の状況

(単位 兆円)

	金融再生法開示債権			個別貸倒 引当金	不良債権 処分損
		破産更生等債権 及び危険債権	要管理債権		
都銀・長信銀・信託	20.7 (7.7)	9.0 (7.5)	11.7 (0.2)	3.0 (1.7)	5.1 (2.6)
うち主要 11行	20.2 (6.5)	8.7 (6.7)	11.5 (0.2)	2.9 (1.6)	5.1 (2.6)
地域銀行	14.7 (0.2)	9.8 (0.4)	4.9 (0.3)	3.1 (0.1)	1.6 (0.4)
小計 (全国銀行)	35.3 (7.9)	18.8 (8.0)	16.6 (0.1)	6.1 (1.8)	6.7 (3.1)
協同組織金融機関	9.2 (0.1)	6.6 (0.0)	2.6 (0.0)	2.5 (0.0)	0.8 (0.1)
合計 (預金取扱金融機関)	44.5 (7.9)	25.3 (8.0)	19.2 (0.1)	8.6 (1.8)	7.4 (3.1)

(注) 1. ()は、14年 3月期からの増減額。

2. 破綻公表済の金融機関を除く。

3. 金融再生法開示債権は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (破産更生等債権) 危険債権、要管理債権の合計。

4. 主要 11行は、都銀・長信銀・信託から新生銀行とあおぞら銀行を除いたもの。

5. UFJ銀行の不良債権残高については、UFJストラテジックパートナー社への分割分を加えたもの。

6. 地域銀行には埼玉りそな銀行を含む。

7. 不良債権処分損については、あさひ銀行 (15年3月再編)を含む。